千葉市少年軟式野球協会規約

第１章　総則

（名称及び事務所）

第１条　本協会の名称は千葉市少年軟式野球協会（以下「協会」という。）と称する。

２　本協会の事務所は、千葉市内の協会会長（以下「会長」という。）宅に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第２条　協会の目的は、次の各号のとおりとする。

⑴　千葉市６区の少年軟式野球連盟（以下「区連」という。）の事業目的を尊重し、その事業活動を支えながら、学童野球の正しい普及と振興を図り、学童野球をとおして礼節と公徳心を養う

⑵　千葉市の地域におけるスポーツ事業発展に貢献し、かつ、学童の学位向上と健全なる心身の育成に寄与する

（事業）

第３条　協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　学童野球をとおして、団体行動の規律と公衆道徳を養い生活態度の適切な指導を図る

⑵　学童野球をとおして、学童のリーダー養成と研修を図る

⑶　学童野球をとおして、指導者の育成を図り、地域社会スポーツ振興に貢献する

⑷　各種野球大会の開催をとおして、学童野球の普及発展に技術の向上、野球ルールの習得を図る

⑸　各種野球大会の開催をとおして、区連と相互協調し、企画、実施、運営、講習、指導、助成並びに親睦を図る

⑹　その他協会の目的を達するために必要な事業を行う

第３章　組織及び会員

（機構）

第４条　協会は、千葉市中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各区連で構成し、各区連を統括する機構組織である。

（会員の構成）

第５条　協会の会員は、区連加盟の団体及びその団体の構成員である個人（以下「会員」という。）で構成する。

（会員の新規加入、合併統合、脱会、除名、休部及び解散等）

第６条　会員の新規加入等は次の各号による。

⑴　新規加入は、区権に加盟登録した旨を区連会長から会長へ届出書（様式１）を提出したときから、加入したものとする

⑵　会員同士の合併統合は、区連会長から会長へ届出書（様式２）を提出したときからこれを認める

⑶　会員の脱会、除名及び解散等は、区連が脱会、助成及び解散を認め、区連会長から会長へ届出書（様式３）を提出したときからこれを認める

⑷　会員で選手が集まらず、野球等の事業活動ができなく休部する場合には、区連会長から会長へ届出書（様式４）を提出したときからこれを認める

⑸　上記⑴～⑷に関しては、速やかに理事会に報告しなければならない。

（会費）

第７条　会員は、総会において別に定める年会費等を納入しなければならない。ただし、既に納入した年会費等は返納しない。

（賛助会員）

第８条　協会関係者以外の法人、団体及び個人は、別に定める賛助会員規約に基づき賛助会員となることができる。

（団体への加盟等）

第９条　協会は、次の各号のとおり、団体に加盟し加入することができる。

⑴　千葉市少年スポーツ連盟

⑵　その他、学童軟式野球を主宰又は学童野球を目的とする団体

２　学童軟式野球を主宰又は学童野球を目的とする団体への加盟・脱会は、理事会の承認を経て、総会で議決する。

第４章　役員

（種別及び定員）

第10条　協会には次の役員を置く。

⑴　理　　事　12人以上58人以内

⑵　常任理事　理事のうち18人以内

⑶　監　　事　１人以上３人以内

２　常任理事のうち１人を会長とし、うち１人を理事長とする。

３　その他の種別については、別にこれを定める。

（役員の資格）

第11条　協会の役員（以下「役員」という。）は、原則として会員であり、区連の推薦がなければその資格を有しない。

（役員の選任）

第12条　理事又は監事は、協会において選任する。

２　監事は、理事を兼ねることができない。

３　その他の選任については、別にこれを定める。

（職務及び機構）

第13条　会長は、総会を代表しその職務を総理する。

２　理事長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき協会の業務を執行する。

４　監事は、次の各号の職務を行う。

⑴　理事の業務執行の状況及び協会の財産の状況を監査すること

⑵　前１号の監査の結果、協会の業務又は財産に関し、不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告すること

⑶　前２号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること

⑷　理事の業務執行の状況又は協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集をすること

５　その他職務の細目及び機構については、別にこれを定める。

（任期等）

第14条　役員の任期は１期２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項に関わらず会長の任期は３期を限度とする。

３　任期内に前任者が辞任した場合、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（解任）

第15条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により解任することができる。この場合、当該役員に対して議決前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴　心身故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき

⑵　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（報酬等）

第16条　役員は無報酬とする。

２　役員には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

３　前項に関し必要な事項は、理事会に遅滞なく報告し、総会の議決を得る。

（事務引継）

第17条　役員が改選及び辞任等で交代する場合は、文書又は電磁的方法で事務引継を行わなければならない。

第５章　総会

（総会）

第18条　総会は、全ての会員の代表者並びに役員をもって構成する。

（権限）

第19条　総会は、次に掲げ事項について決議する。

⑴　規約の改廃に関する事項

⑵　事業計画及び収支予算並びにその変更

⑶　事業報告及び収支予算

⑷　役員の選任及び解任に関する事項

⑸　会費等の額

⑹　関係諸団体への加盟、脱会等に関する事項

⑺　その他、運営に関する重要事項

（種類及び開催）

第20条　総会は、定期総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催する。

２　臨時総会は、監事又は理事会が必要と認めたとき、もしくは３分の１以上の会員から請求があったとき開催する。

３　会長は、やむを得ない事由により招集並びに開催が不可能と判断した場合は、構成員全員の承認を得たのち、書面もしくは電磁的方法により審議及び決議ができるものとする。

（招集）

第21条　総会は、会長が千葉市内に招集する。

２　総会を招集するときは、総会の14日前までに会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第22条　総会の議長は、会長が務める。

２　会長に事故あるときは、理事長が議長を務める。

３　議長は、副議長１人及び書記２人を指名することができる。

４　議長就任までの司会進行は事務局長が務める。

（定足数）

第23条　総会は、構成員の３分の２以上（委任状を含む）が出席しなければ開会することができない。

２　理事長もしくは事務局長は、総会成立の定数確認と報告を行わなければならない。

（議決権等）

第24条　総会は、出席した構成員の過半数以上をもって議決とする。

２　議決権を有する者は、会員代表者及び役員とする。監事は議決権を有しない。

３　会員代表者が役員を兼任する場合であっても、議決権は１票とする。

（議事録）

第25条　総会議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　開催日時及び場所

⑵　構成員総数及び出席者数

⑶　審議事項

⑷　議事の経過の概要及び議事の結果

⑸　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録は、指名された書記が作成し、議長及び総会で選任された議事録署名人２名以上が署名・押印（自筆の場合は押印省略可）して、事務局がこれを次回総会時まで保管する。

３　議事録は、会員の請求があればこれを開示しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第26条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第27条　理事会は、次に掲げる事項について決議する。

⑴　総会に付すべき事項

⑵　総会で議決した事項のうち業務執行に関する事項

⑶　総会の議決を要しない規定・規則の改廃

⑷　その他、総会の議決を要しない業務執行に関する事項

⑸　相談役、参与及び賛助会員並びに顧問に関する事項

⑹　協会の組織運営に関する事項

（種類及び開催）

第28条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

２　通常理事会は、原則として２月、５月、９月及び12月の４回開催する。

３　臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

⑴　会長が必要と認めたとき

⑵　理事総数の３分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき

⑶　第13条第４項第４号の規定により、監事から招集の請求があったとき

４　会長は、やむを得ない事由により招集並びに開催が不可能と判断した場合は、構成員全員の承認を得たのち、書面もしくは電磁的方法により審議及び決議ができるものとする。

（招集）

第29条　理事会は、会長が招集する。

２　理事会は、前条第２項及び第３項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第30条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第31条　理事会は、理事総数の２分の１以上の出席がなければ議事を開くことができない。

２　監事は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

（議決）

第32条　理事会における議決事項は、第29条第３項の規定により通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数以上をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

（表決権）

第33条　各理事の表決権は、平等とする。

２　やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、通知された事項について書面もしくは電磁的方法で表決することができる。

３　前項の規定により、表決した理事は理事会に出席したものとする。

（議事録）

第34条　理事会議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　開催日時及び場所

⑵　理事総数及び出席者氏名（書面等表決者については、その旨を付記）

⑶　審議事項

⑷　議事の経過の概要及び議事の結果

⑸　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録は、指名された書記が作成し、理事及びその会議で選任された議事録署名人２名以上が署名・押印（自筆の場合は押印省略可）して、事務局がこれを当該年度終了時まで保管する。

３　議事録は、会員の請求があればこれを開示しなければならない。

第７章　会計

（財産の構成）

第35条　財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

⑴　年会費

⑵　臨時会費

⑶　賛助会費

⑷　各種補助金

⑸　広告宣伝の事業収入

⑹　寄付金

⑺　その他

（事業年度）

第36条　事業年度は、毎年１月１日から同年12月31日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第37条　事業計画書及び収支予算は、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）

第38条　事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会の議決を得なければならない。

（暫定予算及び予算の追加・更正）

第39条　第37条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は理事会の承認を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

３　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の承認を経て暫定予算の追加又は更正をすることができる。

第８章　専門部会と常任理事会

（専門部会と常任理事会）

第40条　協会の事業の円滑な運営を図るため、専門部会と常任理事会を置く。

２　専門部会及び常任理事会の組織及び運営に関する事項は、別にこれを定める。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第41条　協会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長その他事務局員を置く。

３　事務局長その他事務局員の選任及び運営に関する事項は、別にこれを定める。

第10章　協会選抜チーム

（チームの編成）

第42条　協会は必要に応じて選抜チームを編成することができる。なお、編成した場合は、速やかに電子的方法等により会員へ報告する。

２　選抜チームの選手は、会長が会員から選考する。

３　選抜チームの代表は、会長が原則として協会副会長から指名する。

４　選抜チームの監督及び指導者等は、会長が会員から選任し、委嘱する。

第11章　相談役、参与及び顧問

（相談役、参与）

第43条　協会には、理事会の推薦及び承認を経て、相談役、参与を置くことができる。

２　相談役は、協会正副会長もしくは永年にわたり協会の役員を歴任し、その功績が顕著であると認められた者とする。

３　参与は、相談役経験者もしくは永年にわたり協会の役員を歴任し、その功績が顕著であると認められた者とする。

４　第２項及び第３項の任期は、原則として各々２期４年間とする。

５　相談役及び参与は、理事会又は専門部会並びに常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

（顧問）

第44条　顧問は、協会関係者以外で協会に対する貢献が顕著であると認められた者で、理事会の推薦を受け、承認された者とする。

２　顧問から辞任の申し出があった場合は、これを認める。

第12章　表彰

（協会表彰）

第45条　協会は、協会の目的及び事業の発展に尽力・貢献し、支援した者を表彰受賞候補者として推薦し、理事会の承認を経たうえで表彰状又は感謝状を贈ることができる。

（条件）

第46条　前項に規定する表彰受賞候補者は、次の各号とする。

⑴　協会役員を10年以上務め、協会の発展に尽力・貢献し、支援したと認められ理事会で推薦した者

⑵　区連において10年以上活動し、かつ、協会の発展のために尽力・貢献し、支援したと認められ区連が推薦した者

⑶　その他、協会が特に表彰に値すると認めた者

（諸団体の表彰）

第47条　協会は、協会以外の諸団体が表彰受賞候補者を募ったときは、第45条並びに第46条の規定を準用し、当該諸団体の表彰規定を踏まえて、区連の推薦を受け、かつ、理事会の承認を経て当該諸団体に推薦することができる。

（表彰式）

第48条　第45条の表彰は、各種野球大会の開会式又は記念式典並びに納会等の席上で行うことができる。

（金品の贈呈）

第49条　受賞者には、第50条及び第51条の規定に基づき、金品を贈ることができる。

第13章　慶弔

（慶弔金）

第50条　協会は、第51条に規定している「別表」のとおり慶弔金を協会会長名で贈ることができる。

（特例）

第51条　「別表」に掲げた当該者以外で特別な事情がある場合には、常任理事会の承認を経て慶弔金を協会会長名で贈ることができる。

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 病気見舞 | 祝い金 | 慶弔金 |
| 本人（協会役員） | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 本人の実親 | － | － | 5,000 |
| 本人の配偶者 | 5,000 | － | 5,000 |
| 会員の代表者又はそれに準ずる者 | － | 5,000 | 5,000 |
| 団体／区連　創立記念式典 | － | 5,000 | － |
| 上部／友誼団体の役員、協会相談役、顧問、球友 | － | 5,000 | 5,000 |
| 協会からの表彰お祝い金（相当の祝い品） | － | 5,000 | － |

第14章　大会運営規定

（大会運営）

第52条　協会主催の大会は、原則として最新版公認野球規則に基づき行う。

ただし、大会運営規定上補えない規定等は別に定める「大会運営規定」による。

２　大会運営規定の制定及び変更は、理事会の承認を経なければならない。

第15章　附則

（規約の変更等）

第53条　この規約は、総会の決議を経て変更することができる。

（附則）

本規約の管理は事務局が所管する。

昭和52年９月10日　制定

昭和55年２月22日　一部改正

昭和57年４月17日　一部改正

平成９年３月16日　全面改正

平成17年１月９日　一部改正

平成27年３月８日　一部改正

令和５年３月12日　改正

別記様式

様式１（第６条第１号関係）

年 　 月 日

新規加盟届出書

千葉市少年軟式野球協会

会　長　○　○　○　○　殿

千葉市○○区少年軟式野球連盟

会　長 ○　○　○　○

　年　　月　　日付けをもって、下記の○○○は千葉市○○区少年軟式野球連盟へ加盟登録を致しましたので、ご報告いたします。

記

　　　　　　　　　クラブ名：　○○○

　　　　　　　　　代 表 者：　○　○　○　○

加盟登録後は、千葉市少年軟式野球協会の規約他を順守いたします。

様式２（第６条第２号関係）

年 　 月 日

合併・統合届出書

千葉市少年軟式野球協会

会　長　○　○　○　○　殿

千葉市○○区少年軟式野球連盟

会　長 ○　○　○　○

　年　　月　　日付けをもって、千葉市○○区少年軟式野球連盟所属チームが、下記の通り合併・統合致しましたことをご報告致します。

記

１　新クラブ名　：　○○○

　　代　表　者　：　○　○　○　○

２　旧クラブ名　：　○○○

　　代　表　者　：　○　○　○　○

旧クラブ名　：　○○○

　　代　表　者　：　○　○　○　○

様式３（第６条第３号関係）

年 　 月 日

脱会・除名・解散届出書

千葉市少年軟式野球協会

会　長　○　○　○　○　殿

千葉市○○区少年軟式野球連盟

会　長 ○　○　○　○

　年　　月　　日付けをもって、下記○○○○は千葉市○○区少年軟式野球連盟の登録を抹消致しましたので、ご報告致します。

記

１　登録の抹消理由（〇印を付ける）

脱会・除名・解散・その他（理由：○○○）

２　クラブ名　：　○○○

　　代 表 者　：　○　○　○　○

様式４（第６条第４号関係）

年 　 月 日

休部届出書

千葉市少年軟式野球協会

会　長　○　○　○　○　殿

千葉市○○区少年軟式野球連盟

会　長 ○　○　○　○

　年　　月　　日付けをもって、○○○○は下記の理由により休部したことをご報告致します。

記

１　クラブ名　：　○○○

　　代 表 者　：　○　○　○　○

２　休部理由　：